

教近美 第 36 号
平成 28 年 7 月 8 日

高等学校長 様
中等教育学校長 様
国立高等専門学校長 様
特別支援学校長 様

新潟県立近代美術館長

夏季休業中の観覧料及び特別観覧料の免除手続について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から当館の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、県立近代美術館と県立万代島美術館の、夏季休業中の観覧料（常設展・所蔵品展）及び特別観覧料（企画展）の免除手続の変更についてお知らせいたします。

下記変更点を御確認の上、手続について御了解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 今年度の変更点について

これまでは「夏休み用無料観覧券」を持参した生徒を観覧料免除としてきましたが、生徒から観覧の希望がある場合、下記理由から、観覧料免除申請書（第 2 号様式）の提出により免除を許可することとします。

〈理由〉

新潟県立近代美術館規則第 13 条第 1 項第 1 号により、教育課程に基づく教育活動として観覧する場合は高校生等の観覧料を免除しています。夏季休業中は学校外での教育活動の効果が期待できることから、学校長が上記の規定に該当すると判断した場合は、引率者がなくても申請できることとし、同規則第 14 条に基づく第 2 号様式の提出という手続きをもって観覧料を免除します。

2 申請期限

来館される一週間前までに当該美術館宛てに観覧料免除申請書と県立美術館利用事前調査票を郵送してください。

※近代美術館、万代島美術館の両館の観覧を申請する場合は、個別に提出してください。

3 申請に当たっての留意事項

(1) 申請に該当する活動

夏季休業中で引率者がつかずに生徒が県立近代美術館・万代島美術館で作品鑑賞等をする活動を計画し実施されるような場合で、学校長が教育課程に基づく教育活動として教育効果があると認めた場合。

(2) 必ず県立美術館利用事前調査票と併せて申請してください。

夏季休業中は、引率者がいない場合、通常の観覧料免除申請書と県立美術館利用事前調査票に、来館される日時、人数、生徒代表者1名の氏名を明記してください。

(3) 観覧当日の受付方法

昨年度のような「夏休み用無料観覧券」は配付しません。申請された場合、当日、当該の生徒さんに、受付カウンターへ生徒手帳を提示の上、免除許可の旨を申し出てくださるように御連絡をお願いいたします（申請されていない場合は、当日券料金をいただきます。）。

(4) その他

ア 観覧料免除申請書と県立美術館利用事前調査票は、各県立美術館のホームページからダウンロードして御利用ください。

イ 授業やクラブ活動等、教師等引率者が同伴の鑑賞については、通常どおり観覧料免除申請及び県立美術館利用事前調査票の提出をお願いいたします。

問合せ先

新潟県立近代美術館 学芸課 宮下、青木

TEL 0258-28-4112 FAX 0258-28-4115